

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第1区分

【発行日】平成25年5月23日(2013.5.23)

【公開番号】特開2010-259433(P2010-259433A)

【公開日】平成22年11月18日(2010.11.18)

【年通号数】公開・登録公報2010-046

【出願番号】特願2010-88239(P2010-88239)

【国際特許分類】

A 23 L 1/236 (2006.01)

【F I】

A 23 L 1/236

【手続補正書】

【提出日】平成25年4月9日(2013.4.9)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ネオテームおよび分散剤を含有する組成物。

【請求項2】

分散剤が、含水結晶ブドウ糖、無水ブドウ糖、還元パラチノース、エリスリトール、ラクチトール、トレハロース、デキストリンおよびD-マンニトールからなる群から選択される同一または異種の1～2の分散剤である、請求項1に記載の組成物。

【請求項3】

分散剤が、還元パラチノースである、請求項1または請求項2に記載の組成物。

【請求項4】

分散剤が、デキストリンである、請求項1または請求項2に記載の組成物。

【請求項5】

分散剤が、D-マンニトールである、請求項1または請求項2に記載の組成物。

【請求項6】

分散剤を、ネオテーム1重量部に対して1重量部～3150重量部含有する、請求項1～請求項5のいずれか一項に記載の組成物。

【請求項7】

分散剤を、ネオテーム1重量部に対して1重量部～150重量部含有する、請求項1～請求項5のいずれか一項に記載の組成物。

【請求項8】

ネオテームを組成物全量に対して、0.03重量%～50重量%含有する、請求項1～請求項7のいずれか一項に記載の組成物。

【請求項9】

ネオテームを組成物全量に対して、2重量%～25重量%含有する、請求項1～請求項7のいずれか一項に記載の組成物。

【請求項10】

請求項1～請求項9のいずれか一項に記載の組成物の製造方法であって、

ネオテームおよび分散剤を、解碎可能な粉末混合機に投入して単純混合する、組成物の製造方法。

【請求項11】

請求項 1 ~ 請求項 9 のいずれか一項に記載の組成物の製造方法であって、  
ネオチーム 1 重量部に対して分散剤が 1 重量部 ~ 1 5 0 重量部の割合で、ネオチームと分  
散剤とを予備混合する工程と、  
前記工程で得られた混合物と、ネオチーム 1 重量部に対して 1 ~ 3 0 0 0 重量部の分散剤  
とをさらに混合する工程とを備えた、組成物の製造方法。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 1 7

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正 3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 1 8

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 1 8】

項8：ネオチームを組成物全量に対して、0 . 0 3 重量 % ~ 5 0 重量 % 含有する、項 1 ~ 項7 のいずれか一項に記載の組成物。

【手続補正 4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 1 9

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正 5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 2 0

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 2 0】

項9：ネオチームを組成物全量に対して、2 重量 % ~ 2 5 重量 % 含有する、項 1 ~ 項7 のいずれか一項に記載の組成物。

項10：項 1 ~ 項 9 のいずれか一項に記載の組成物の製造方法であって、ネオチームおよび分散剤を、解碎可能な粉末混合機に投入して単純混合する、組成物の製造方法。

項11：項 1 ~ 項 9 のいずれか一項に記載の組成物の製造方法であって、ネオチーム 1 重量部に対して分散剤が 1 重量部 ~ 1 5 0 重量部の割合で、ネオチームと分散剤とを予備混合する工程と、前記工程で得られた混合物と、ネオチーム 1 重量部に対して 1 ~ 3 0 0 0 重量部の分散剤とをさらに混合する工程とを備えた、組成物の製造方法。